

# 日本メディアの「犯罪報道」構造の考察— 「中国製ギョーザ事件」報道を中心に(2011)

## A Study of the Japanese Media's "Crime Reporting" Structure Based on "Chinese-made Dumpling Poisoning Incident" Reports (2011)

矢内真理子<sup>1</sup>, 呉源<sup>2</sup>, 小林塁<sup>3</sup>

◎Mariko YANAI, ◎Gen GO and ○Rui KOBAYASHI

<sup>1</sup>同志社大学大学院社会学研究科メディア学専攻博士前期課程 Department of Media, Journalism & Communications, Graduate School of Social Studies, Doshisha University

<sup>2</sup>同課程

<sup>3</sup>同課程修了

**要旨**…中国製ギョーザ事件の被疑者逮捕後の一連の報道を取り上げ、本来あるべきジャーナリズムの原則から逸脱した「犯罪報道」の事例として考え、報道の検証を行った上で、どのように改革すべきかを探った。

**キーワード** 犯罪報道、ジャーナリズム、中国、報道被害、推定無罪

### 1. 研究の目的

本研究は、中国製ギョーザ事件の被疑者の逮捕後の日本と中国の新聞とテレビの報道を取り上げ、それらを本来あるべき「ジャーナリズムの原則」から逸脱した「犯罪報道」の事例として考え、報道の検証を行った上で、どのように改革すべきかを探ることを目的とする。具体的には①中国製ギョーザ事件・被疑者逮捕に関する公判前の報道が、日本における既存の「犯罪報道」と同様の構造を持つか、②市民の知る権利に奉仕する「ジャーナリズムの原則」から逸脱した事例の一つであるか、という2点を中心に論証する。

本研究では、主に4つの視点から日中における「犯罪報道」の構造分析を行なった。また、中国国内では本事件がどのように報じられているのか、日本との報道の違いを知るために、中国のテレビと新聞を調べた。また通信社、新聞社、テレビ局などの本事件を取材した報道従事者、ギョーザの製造元である天洋食品の関係者、被疑者の天洋食品の元臨時工・呂月庭(ろ・げつてい)氏<sup>1</sup>の実父などの事件関係者、中国や日本の大学教授などのメディア有識者に聞き取り調査を行ない、このような報道が成立する背景要因を探った。中国公安部にも書面で調査を依頼した。

日中で起きた、日本人が被害者となった刑事事件の報道において、中国人被疑者の家族の個人情報やインタビュー映像が日本で伝えられるという事例は本研究メンバーが知る限り、これまでなかった。そして、「犯罪報道」において、日中同時に報道された事件があまりないため、日本のマスコミにおける国際的な「犯罪報道」の事例を研究する材料として、本事件を取り上げることとする。

### 2. 事件の背景と経緯

中国製ギョーザ事件とは、中国の河北省・石家荘市にある天洋食品が製造し、日本で輸入・販売した冷凍ギョーザを食べた千葉・兵庫両県に住む計10人が、2007年12月28日から翌年1月22日にかけて、下痢や意識不明

<sup>1</sup>研究メンバーは犯罪報道において、匿名報道主義(公人の職務上の嫌疑は顕名)を導入すべきだと考えているが、本研究に限り、被疑者である呂月庭氏や関係者の姓名などを明らかにする。

などの中毒症状を訴えた事件である。事件の捜査においては、両国の主張が食い違う事態が続いたが、事件発生から約2年後の2010年3月26日（金）、日本時間の午後11時54分（現地時間の午後10時54分）、中国国営の新華社通信は、中国の公安当局が呂氏を拘束したと報じた。両国メディアは、中国公安当局の情報だけで、呂氏は賃金などの待遇に不満があり、その報復として単独で犯行に及んだと断定的に報じた。4月3日には中国警察当局が、呂氏を危険物質投与の疑いで逮捕したと発表した。2011年3月3日には、河北省副省長が共同通信のインタビューに応じ、「公判が近く開始されるとの見通しを明らかにした」との報道もあったが、その後の事件の進展は報じられていない。公判が始まったかどうかとも未確認のままである。

### 3. 分析対象

日本のテレビは、2010年3月26日から4月13日までのNHKとフジテレビ、TBS、日本テレビ、テレビ朝日の民放キー4局の報道・社会情報番組（計12番組）を扱った。新聞の分析対象は、国内で発行部数が1位・2位である読売新聞と朝日新聞とした。本事件で呂氏の拘束が新華社通信から発表されたのは、2010年3月26日午後11時54分である。そのため、分析対象期間は、2010年3月27日から報道が一段落した4月30日までとした。

また、中国の中国中央テレビのホームページで「毒餃子事件」というキーワードで検索したところ、過去に配信された本事件に関する映像が3月26日から4月3日までで5件あった。新華社通信は本事件逮捕に関しては、3月26日から4月3日までで4回、文字数にして計1486字の記事を配信している。中国の新聞は、国立国会図書館関西館アジア情報室に保存されている、中国(香港を含む)で発行されている中国語の新聞に限定した。

### 4. 分析方法

日本の新聞・テレビに関しては、主に①中国製ギョーザ事件で逮捕された呂氏に関する報道内容、家族の個人情報②中国公安当局の捜査に対して懐疑的な視点はあるか③呂氏の無罪推定の有無④中国当局による日本・中国メディアへの対策—という4つの視点から日本の新聞における「犯罪報道」の構造を分析した。

研究の方法は、呂氏に対する犯人視報道の内容分析（コーディング分析を援用）を用いる。この方法により、①中国公安当局が身柄拘束を発表した事件でも、被疑者を犯人視する日本の報道の問題を浮き彫りにする②自社で十分な確認取材を行わずに政府や警察の情報を用いる「官憲依存体質」—の2点を明らかにする。

### 5. 分析結果

読売・朝日2紙と日本のテレビ番組の検証結果は以下の通り。

①呂氏本人、または家族について言及した記事は、朝日は65%だった。そのうちすべてに、呂氏の名前と職業が掲載された。顔写真は1件。読売は61%、顔写真は1件。「いいえ」に該当した記事は、仮名にして報道したのではなく、本事件に触れてはいるが、記事の主な内容が2010年5月末の温家宝首相の訪日だったことなどが挙げられる。日本のテレビ番組で、対象の12番組のうち、ほぼすべての番組で呂氏本人の氏名、写真が公表された。家族を実名報道したのは1件で、インタビュー映像が70%で用いられた。中には、呂氏の実父の顔にモザイクがかけられたものもあった（3月29日のTBS「朝ズバッ！」）。

②中国の捜査方針・姿勢などに対して懐疑的な視点があるかについては、読売は61%、朝日は約85%の記事が「いいえ」に該当した。

③呂氏の無罪推定の有無は、「いいえ」が両紙共に90%で、②③では、懐疑的な視点および無罪推定を表現する場合、中国のネット上の世論を紹介するなどした。

④中国当局による日中メディアへの対策に言及した記事は、件数は多くないが見られた。

ニュースソースは、読売の方が複数のソースから記事を作っていることがわかった。中国当局、新華社、警察による捜査など、いわゆる「当局情報」をもとに書かれた記事が読売は約65%、朝日は約75%だった。

呂氏逮捕に関する日中の報道には大きな違いがある。中国では新華社の配信記事以外は使用しないよう、国内で厳しい報道統制を行なった。東京で働く中国人の記者も、「外交にかかわるようなナイーブな問題では、新華社だけを扱うように指示が出るのは珍しいことではない」と述べた。新華社は、配信記事以外に掲載しない名目で「背景情報」を各加盟社に配信している。

中国の新聞については、国立国会図書館関西館所蔵の68紙中、本事件を掲載したのは10紙。いずれも極めて小さな扱いで、すべて新華社通信の配信記事だった。名前はすべて実名で報道されたが、顔写真やその他の個人情報には報道されなかった。

中国のテレビ番組のデータ分析は、中国共産党の指示で放送を行ない、一番権威があるテレビ局とされている中国中央テレビのニュース番組を用いた。中国中央テレビのホームページで配信されている過去の動画を検索した結果、5本のニュース番組が該当した。内容は、すべて新華社の配信記事で、呂氏本人の氏名、出身、職業などの個人情報が報道されたが、顔写真は使用されなかった。また呂氏の家族関係には言及していなかった。番組中には、ギョーザ袋の写真が使用された。ギョーザ袋（表と裏）の写真、天洋食品工場の中の様子（動画）、従業員の仕事の様子（動画）、ギョーザが撤去された後の、日本のスーパーの冷凍食品コーナーの写真が使われた。

## 6. 中国での現地調査

研究メンバーは、2011年3月6日から11日まで、中国の首都・北京と河北省・石家荘市で現地調査を行った。どのような環境で事件が発生したのかを確認すること、被疑者逮捕に関する動きを検証し、日本メディアがどのように中国で取材したのかを具体的に調査することが目的であった。聞き取り調査の対象は、日本のマスメディアの中国特派員ら報道従事者、在北京日本大使館の書記官、天洋食品の警備員、呂氏の実父である呂六子氏、中国・北京公安部と石家荘市の公安局にも2011年2月21日に書面で調査を試みたところ、3月4日に中国公安部刑事捜査局の劉佳氏からEメールで、「本事件に関連した情報はすでに日本当局やメディアに伝えました。また、最近仕事が非常に多忙なので、訪問はご遠慮ください。誠に申し訳ございません。我々の仕事をご支持いただき、ありがとうございました。中国公安部刑事捜査局 劉佳」などと回答があった。

### 6-1. 天洋食品への聞き取り調査

石家荘市の郊外にある天洋食品は、現在は操業を停止しており、立ち入り禁止とされている。正門前詰所の警備員は、本事件が起こった当時も、呂氏が逮捕された時も天洋食品に勤めていた。警備員は、「中国国内のメディアが報道しなかったから事件が知られていないのではないか」という質問に対しては、「中国にとって恥になることだから報道しなかったのだろう」と述べた。呂氏の逮捕後は、「車は左右10数台ずつ、100人くらい日本のマスコミが来た」と述べた。危険を感じる状況だったが、警察は来なかったという。「日本の記者は常軌を逸したような行動もあり、インタビューを受けたくなかったが、強硬な態度で無理矢理インタビューされた」と語った。

### 6-2. 呂氏の実父への聞き取り調査

呂六子氏への聞き取り調査からは、①公安当局や警察側からの事件に関する説明は全くなく、警察は家にも来なかった、②息子がどうしているのかは今もわからない状況で、日本のマスメディアの取材を通じて、事件のことを初めて聞いたなど、極めて重要なことが判った。その他、取材が来たため、近隣住人のほとんどが息子の逮捕を知り、そのために家の評判が落ちたことや、日本メディアが使った息子の写真について、「もう家に来たので、仕方がない。記者たちは自分で部屋に入って写真を撮った。文句は言わなかった」と話した。

### 6-3. 日本の報道従事者への聞き取り調査

北京に支局を置く新聞社、放送局、通信社ら報道機関4社に聞き取り調査を行った。以下、それぞれをA、B、C、D記者とする。D記者は、2008年の事件発生当時に特派員として中国で取材を行った。

#### (1) 呂氏の逮捕発表時の実家・義父母宅への取材について

A記者は、「速報が出てから取材に向った。独自取材の際、公安は取材に応じなかった」と述べた。そもそも「呂さんは実在しているのか」という疑問もあったようで、基本的には手当たり次第に聞き込みを行い、呂氏の実家の場所をつきとめ、河北省へ取材に行った。B記者は、「第一報は新華社で、金曜日の夜11時すぎで、中国政府から大使館に通告、その20～30分後に報道に情報が入ってきた」と話す。「日本大使館にも取材し、そのあと、呂氏の実家を探ることになり、聞き込みを開始。最初に見つけたのは東京新聞で、到着したのが夜中で、電気が通っていないから、車のバッテリーで明かりをつけた。次がテレビ東京。一通り各社取材ができた。実家を取材した理由は人となり不明だったから。日本では弁護士を通じて容疑者の言い分を流すが、中国なので警察の言い分は定かではなく、彼を一番知っているであろう人にインタビューしようと思った」と語った。

C記者は、社の車で27日午前、夜が明ける前に到着した。「日本のマスコミは裏を取って取材するので、でっ

ちあげができない。当局へのプレッシャーになっている」と述べた。

#### (2) 2010年3月28日の会見に出席したかについて

A記者は、「記者会見の前に広報官へ電話したが、出なかったためにFAXを送り、返事はあったけれども、記者会見には入れなかった」と述べた。B記者は、「いきなり会見の連絡があった。取材証などはなく、招待された形だった。質問はできた。事件発生当初、中国で混入はない、と一度言った。対外的な会見は例外で、早く事件を片付けようとしたのではないかと振り返った。

C記者は、「公安がとても嬉しそうだった。晴れやかな、ようやく捕まえたといった感じ。会見に出席した人としていない人とは違いがある。やはり現場（会見）に出ていないと懐疑的に書きたくなるのでは」と話した。

#### (3) 取材の規制について

D記者が「中国での自由な取材というのは本当に難しい」と述べたように、取材規制ありきという中でも、「他の政治的に敏感な問題に比べると、特になかった」とする社がほとんどだった。

#### (4) 事件発生当時（2008年）の状況について

C記者は、「中国ではメタミドホス販売が禁止されているというが、本当なのか自分達で確かめようということでメタミドホスを入手した」と語った。D記者は、「とにかく取材をしても、映像が全く取れないので、近くに落ちているものやゴミなども拾った」と事件発生当時の状況を振り返った。

### 6-4. 日本大使館・書記官への聞き取り

北京の在中國日本大使館では、検察庁と厚労省から出向している担当書記官の2人から、逮捕当時の状況について聞き取りを行なった。この聞き取りで重要なことは、3月26日の被疑者拘束の連絡は、複数のルートから、新華社通信が配信するより少し前に連絡があったこと、3月28日の会見はとても丁寧な説明で、警察の中では、本当に彼がやったのか、と不信感があった時期だったが、作った話ではなさそうだという印象だったこと、2008年の事件発生から、2010年の被疑者逮捕まで、中国の捜査状況には不明な点が多かったので、様々な会合の時に「捜査の状況はどうか」と聞いてきたことだ。「逆に、マスコミは中国当局からの説明に納得しているのかを聞いてみたい」という発言もあった。

## 7. 得られた知見

### 7-1. 呂氏を犯人視した報道

得られた知見として、第一に、読売・朝日新聞の2紙を分析した結果、全体的に呂氏を犯人視した報道が浮かび上がった。日本メディアは、身柄が確保されただけの段階にもかかわらず、呂氏の姓名、写真、経歴、家族構成などを報じ、呂氏の名誉・プライバシー権を侵害した。本来、公人による職務上の場合を除く、裁判前の被疑者に対する実名＝犯人視報道は避けるべきである。他にも、事件の被害者や日本の商店や消費者などを取材し、「犯人が捕まってよかった」「逮捕が遅い」などの声を掲載した記事も見られた。

また、供述内容を記事に掲載し「呂容疑者は拘束後、「日本の消費者に中毒を起こさせるとは思わなかった」と涙を流して後悔しているという」（朝日・3月29日）など、読者に呂氏が犯行をしたものと思わせるような記事や番組もあった。さらに、読売・朝日2紙ともに、呂氏の無罪推定に言及する記事があったが、中国の一般市民のインタビューや、インターネット上の発言を紹介するものに留まり、専門家の発言など、信憑性のあるニュースソースからの発言は掲載されなかった。

### 7-2. 呂氏の家族への「メディア・フレンジー（凶乱）」による報道被害

第二に、呂氏の家族への「メディア・フレンジー（凶乱）」（media frenzy）取材による報道被害が挙げられる。呂氏の家族への取材は、そのほとんどが日本メディアの独自取材によるものだった。報道の経過から見て、呂氏の義父母宅および実家が取材されたのは3月27日から29日の3日間と推測される。父親の呂六子氏は、当初「息子がそんなことをするはずはない」（読売・3月29日）と否定していたが、29日の夜には「私の命でお詫びをしたい」（NHK、3月29日「ニュース7」）と報じられた。この短期間に外国から多数の取材陣が押しかけることで、呂氏の家族を「様々なところから取材が来たので、本当にやったのかもしれない」と精神的に追い詰めたと推測される。（図）この「私の命でお詫びをしたい」というのは、字幕で出ていた言葉だが、実際にオンエアされた音声聞く限り、「もしその容疑が事実だとすれば、私は土下座し、自分の命を捧げてでも、自分の子の罪を償うだ

ろう」と話している。父親は当局から息子の逮捕についても知らされておらず、被疑事実も知らない。日本の記者から情報を聞いて、息子の今後を心配しての発言と考えられ、「被害を受けた方には年老いた私の命で償いたい」という直接的な発言はしていない。NHKの字幕は、実際の音声の内容とは大きく食い違っている。



図：日本メディアのインタビューを受ける呂氏の実父。

3月29日朝放送のフジテレビ「めざましテレビ」(左)では息子の犯行を否認したが、同日夜放送のNHK「ニュース7」(右)では一転謝罪をする呂六子氏。

また本事件では、被疑者とその家族の映像を繰り返し使用した点も報道被害の一つとして挙げられる。具体的には、顔、職業、年収、実家の外観などを報道していたことを指摘したい。特に3月29日のNHK「ニュース7」では、呂氏の父親が実名で報道された。他にも「妻はろうあ者なんだ」、「20アールほどの畑と8羽の鶏が生活の糧だ」(朝日・3月29日)など、事件と関係がないと思われる個人情報を出す記事や番組もあった。

3月31日付の読売新聞は義父母宅の取材を公安に阻まれたことを記事にした。しかし、マスコミが大挙して押しかけることで、住民の日常生活を妨害したために公安が動かざるを得なかったともいえるのではないだろうか。

現地調査においても、天洋食品では、警備員がインタビューを受けたくないと感じていたにもかかわらず、メディア側が強硬に取材を行ったことが明らかになった。また、呂六子氏への聞き取りでは、呂氏の実家に対しては事件についての説明も含め、公安が何も接触を行わなかったこと、事件後、呂氏の情報や裁判の動きなどを誰からも一切知らされていないこと、日本のメディアの取材によって初めて息子の逮捕を知ったこと、メディアが押しかけたことによって、村の人たちに息子が逮捕されたことを知られてしまい、家の評価が落ちたこと、メディアには「仕方なく」息子である呂氏の写真を撮られてしまったなど、報道被害の実体が明らかになった。

### 7-3. 全体を通して「あるべき犯罪報道」の姿とはいえない

事件発生後の2008年の報道では、中国当局は「製品の袋に穴は開いていなかった」「監視カメラがあるから工場内での混入はない」などとして、2010年3月に中国当局が公表した呂氏の供述内容と食い違う点が見られた。その後、中国側は「冷凍保存庫の中に監視カメラはなかった」(朝日・3月30日)と発表をし、日本の千葉県警も「1~2ミリの穴が見つかった」(朝日・5月15日)と説明なしに調査内容を翻した。中国では、厳しい取材規制があるという事情を考慮しても、未確定の情報をそのまま真実であるかのように報道した日本メディアの姿勢には問題がある。

中国当局は「国内メディアの統制を行った」とされるが、日本のメディアに対しても同様に情報統制を行ったと推測できるのではなかろうか。読売・朝日両紙においても、「取材を禁止されたこと、情報がないこと」で規制を受けたとは書くが、それだけが規制ではない。意図的に記事を書かせることや、都合のいい情報だけを出すこともコントロールの一つといえよう。

次に、3月28日の一部日本メディア向けの会見は、例えばA記者は「事前にファクスで問い合わせたが、恥ずかしながら結局記者会見には入れなかった」と述べており、参加できた社とできなかった社がある。日本のメディアすべてに対してオープンにされていたわけではなかった。ホテルで会見が行われることは珍しく、日本へのサービスともとれる。しかし先述のように記者会見に参加できなかった社があるということは、必ずしも全面的に協力的だったとはいえないのではなかろうか。2010年5月には温家宝首相が来日する予定となっていた。中国

側としては、事件解決は日中関係が改善されたという宣伝材料にもなるのではないだろうか。

日本のメディアは呂氏の実家や義父母宅におよそ3日間取材を行ったが、報道統制は日本のメディアにも及んでおり、その上での独自取材であるという視点が必要だったのではないだろうか。

報道従事者の中には、「日本人が本事件の裁判を傍聴できるかがわからない」という声もあったが、日本政府と日本メディアは今後、裁判の傍聴を中国当局に求める必要があるだろう。

3月28日に会見で、呂氏の供述内容などが発表されたが、会見に参加したC記者は、「公安がとても嬉しそうだった。晴れやかな、ようやく捕まえたといった感じ。会見に出席した人としていない人とは違いがある。やはり現場（会見）に出ていないと懐疑的に書きたくなるのでは」と、呂氏が犯人かということに対しては疑いを持っていない様子だった。また、「日本のマスコミは裏を取って取材するので、でっちあげができない。中国当局へのプレッシャーになっている」と振り返っている。

しかし、足利事件や布川事件のように、警察当局が逮捕し、捜査幹部が自信満々に会見を開いたとしても、実際には冤罪だったということは起こりうることだ。会見に出席しても、その情報に信憑性があるとは限らない。

## 8. 結び

刑事事件における民主的手続きの厳守や無罪推定原則の立場から言えば、呂氏は公開の裁判で有罪を言い渡され確定するまで無罪と推定され、犯人として扱われるべきではない。しかし実際の報道では、身柄を拘束された段階で名前や顔が報道され、さらに、事件とは全く関係のない家族も事件報道に巻き込まれた。こうした日本メディアの取材・報道のあり方は、他の先進国に類を見ない人権侵害を引き起こす報道の構造を持っている。また、日本メディアは中国公安当局の公式情報をそのまま使っているのも問題である。家族や職場への取材は、後らの生活を脅かす一方で、日本の読者・視聴者に対し捜査当局からの情報を真実と受け取らせる形でしか行われていなかった。こうしたことから、ジャーナリズムが権力を監視する機能を果たしたとは言い難いのではないだろうか。

本研究では、中国製ギョーザ事件・被疑者逮捕後の報道分析を通して、被疑者の家族に対する行き過ぎた取材の実態や、官憲依存の報道姿勢などの問題が明らかとなった。これは日本の「犯罪報道」に内在する深刻な問題が、中国で起きた日本関連の刑事事件報道でも露見したと指摘できる。

日本メディアは、中国公安当局や日本の警察庁の発表に頼らず、国際的に認められた基本的人権の観点から多面的な取材・報道をすべきだといえよう。

## 参考文献

- 浅野健一(1984)：『犯罪報道の犯罪』、学陽書房。  
浅野健一(1995)：山口正紀、『匿名報道』、学陽書房。  
浅野健一(2007)：『メディア「凶乱」』、社会評論社。  
城戸又一(1957)：『誤報』、日本評論新社。  
関一雄(1993)『新聞ニュースの研究』厚生閣。  
潮見憲三郎(1986)：『犯罪報道とオンブズマン』、立花書房。  
本多勝一(1971)：『事実とは何か』、未来社。  
平川宗信(2010)：『報道被害とメディア改革 人権と報道の自由の視点から』、解放出版社。  
日本評論社(1986)：『法学セミナー増刊 資料集 人権と犯罪報道』、日本評論社。  
人権と報道関西の会(2001)：『マスコミがやってきた！－取材・報道被害から子ども・地域を守る－』、現代人文社。  
成澤寿信(1986)：『人権と犯罪報道』、日本評論社。  
日本新聞労働組合連合、現代ジャーナリズム研究会(1997)：『新聞人の良心宣言』、日本新聞労働組合連合。  
井上泰浩(2002)：「人権侵害の境界線を越える取材」（『法学セミナー』日本評論社、5月号）  
金龍郎(2006)：「報道の「品性」に関する一考察：報道不信の要因として」（『日本大学芸術学部紀要』43、39-51）  
韓景芳(2007)：「中国における表現の自由と報道倫理」（同志社大学大学院文学研究科新聞学専攻博士論文）  
劉金根(2000)：「日本新聞中の犯罪報道」（日本新聞における犯罪報道）（『国際新聞界』第3期）